

死亡届がお済みになれば <令和6年度>

名張市

死亡届を提出後の手続きについてご案内します。詳細は各担当窓口へご確認ください。

手続きが必要な場合	手続きの内容	担当 [窓口番号]
<input type="checkbox"/> 死亡者が世帯主だった場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1	世帯主変更の手続き	戸籍・住民登録室 [②番B] TEL 63-7440
<input type="checkbox"/> 死亡者が印鑑登録証(赤い手帳)を持っていた場合	印鑑登録証の返還	
<input type="checkbox"/> 死亡者がマイナンバーカードを持っていた場合	(返還は不要です)	
<input type="checkbox"/> 死亡者が年金に加入又は年金を受給していた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・死亡者の年金証書 ・死亡者と生計を同じくしていた親族(優先順位あり)の本人確認書類※1 と個人番号確認書類※2 と金融機関の通帳	年金の手続きについて、お調べします。	保険年金室 [③番A~C] (国民年金) TEL 63-2148 (国民健康保険) TEL 63-7445
<input type="checkbox"/> 死亡者が国民健康保険に加入していた場合 【持ち物】・健康保険証 ・喪主の金融機関口座番号が分かるもの ・窓口に来る方の本人確認書類※1 と個人番号確認書類※2	・資格喪失の手続き ・葬祭費の請求手続き	(国民健康保険) TEL 63-7445
<input type="checkbox"/> 死亡者が世帯主で世帯員が国民健康保険の加入者の場合 【持ち物】・健康保険証 ・窓口に来る方の本人確認書類※1 と個人番号確認書類※2	・世帯主変更の手続き	
<input type="checkbox"/> 死亡者が後期高齢者医療制度に加入していた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・健康保険証 ・喪主及び相続人の金融機関口座が分かるもの ・葬祭の確認ができるもの(会葬礼状、領収書等)	・資格喪失の手続き ・葬祭費の請求手続き	保険年金室 [③番D] TEL 63-7105
<input type="checkbox"/> 死亡者が福祉医療を受給していた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・受給資格証 ・相続人の金融機関口座が分かるもの	・受給資格証の返還 ・資格喪失の手続き	
<input type="checkbox"/> 死亡者が65歳以上 又は 40歳以上65歳未満で要介護認定を受けていた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・介護保険被保険者証 ・死亡者が65歳以上の場合は、配偶者等相続人の金融機関口座が分かるもの	・介護保険被保険者証の返還 ・保険料の返還請求	介護・高齢支援室 [⑤番] TEL 63-7599
<input type="checkbox"/> 死亡者が次のいずれかを所持していた場合 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・おもいやり駐車場利用証 ・タクシー券 ・燃料券 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・返還する手帳、受給者証、利用証、タクシー券、燃料券	・手帳の返還 ・受給者証の返還 ・利用証、タクシー券、燃料券の返還	障害福祉室 [④番] TEL 63-7591
<input type="checkbox"/> 死亡者が障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していた場合 【持ち物】・窓口に来る方の本人確認書類※1 ・配偶者等の金融機関の口座番号(手当の未払分支給のため) <受取れる方の優先順位> ①配偶者 ②子 ③孫 ④祖父母又は兄弟姉妹	資格喪失届(未支払金請求書)	

※1 本人確認書類 とは・・・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの 1点
 又は 健康保険証、年金手帳など 2点

※2 個人番号確認書類とは・・・ ①マイナンバーカード
 ②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード
 (記載事項の変更のないものに限る) のいずれか

裏面へ続く

手続きが必要な場合	手続きの内容	担当 [窓口番号]
<input type="checkbox"/> 死亡者が児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者又は対象児童だった場合	手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	子ども家庭室 [⑪番] TEL 63-7594
<input type="checkbox"/> 死亡者が固定資産税の納税義務者であった場合 (土地や建物の相続による所有権移転登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。)	相続人代表者指定届	課税室(資産税担当) [⑭番] TEL 63-7437
<input type="checkbox"/> 死亡者が市・県民税の納税義務者だった場合	送付先変更等があれば、お問い合わせください。	課税室(市民税担当) [⑮番] TEL 63-7429
<input type="checkbox"/> 死亡者が軽自動車税の納税義務者だった場合 (125 cc超のバイク、軽自動車については、名義変更等の手続き先をご案内します。)	原付(125cc以下) 小型特殊自動車 について、 名義変更、廃車の手続き 【持ち物】 ・窓口に来る方の 本人 確認書類※1	課税室 (軽自動車税担当) [⑯番] TEL 63-7746
<input type="checkbox"/> お住まいだった家が空き家になった場合 空き家の管理や利活用(賃貸や売却)の方法について、お決まりでない方や、お悩みの方は、ご相談ください。		住宅室 4階 [⑦番] TEL 63-7740

※1 本人確認書類 とは・・・ マイナンバーカード、運転免許証、旅券など官公署が発行した顔写真付きのもの 1点
 又は 健康保険証、年金手帳など 2点

※2 個人番号確認書類とは・・・ ①マイナンバーカード
 ②個人番号入りの住民票 ③個人番号の通知カード
 (記載事項の変更のないものに限る) のいずれか